

# 大阪府個人情報保護条例の改正（案）の概要

令和4年8月

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課

## 1 改正理由

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護法制の一元化等が図られ、令和4年4月1日に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の3本の法律が法に統合されました。
- あわせて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法において全国的な共通ルールが規定され、令和5年4月1日に施行されます。
- この法改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人も法の適用を受けることとなりますので、法の施行にあわせて大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）の改正を行うものです。

## 2 条例改正の考え方

- 個人情報保護法制の一元化により、個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示請求などの個人情報保護制度について、法で全国的な共通ルールが規定されたことから、条例では、法と重複する規定となるため、削除するとともに、手数料など条例で規定する必要がある事項や、現行の大阪府における取扱いを継続するために必要な事項であって条例に規定することが許容されているものについて、規定することとします。
- 条例の目的が「個人情報保護に関する規定をするもの」から「法の施行に関し必要な事項を定めるもの」に変わるため、「大阪府個人情報保護条例」を全部改正し、条例名称を「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」とします。

## 3 条例の改正内容案

### （1）趣旨

法の施行に関し必要な事項を定めるという条例の趣旨を規定します。

### （2）定義

- Ⅰ 条例における用語の定義は法の定めるところによる旨を規定します。
- Ⅰ 現行条例と同様に、個人情報の保護の責務を有し、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるものとされる知事などの府の機関の定義として、「実施機関」の用語を規定します。
- Ⅰ 条例要配慮個人情報については、規定した場合の効果が実施機関の内部管理の範囲に留まることや府として地域特性等を踏まえた規定の必要性が認められなかったことから規定しない予定です。

※条例要配慮個人情報とは、法に規定する「個人情報」のうち、法第60条第5項において、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定

める記述等が含まれる個人情報」として、条例で定めるものです。条例要配慮個人情報と規定した場合は、条例に定める実施機関において、個人情報ファイル簿への記載や、情報漏洩の際の個人情報保護委員会への報告などが義務付けられます。

※死者に関する情報については、法で「個人情報」を生存する個人に関する情報に限定したことから「個人情報」には該当しなくなるため、死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる場合を除き、法の対象から除外されます。なお、個人情報の開示請求において、その対象文書に死者に関する情報が含まれており、個人が特定できる場合は、当該死者に関する情報は原則として法の不開示理由に該当し、不開示となります。

### (3) 責務

府民の責務として、ア) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適切な管理に努めること、イ) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めることを規定します。

※法の目的や規範に反することがなく、また、住民の権利義務に実体的に影響を与えない限りにおいて、法施行条例に独自の理念規定を設けることは妨げないとされています。大阪府では現行条例で府民の責務を規定し、府民にも個人情報の取扱いについて適切な対応を求めており、引き続き規定します。

### (4) 個人情報取扱事務登録簿の作成

実施機関において個人情報取扱事務登録簿を作成するとの運用を継続するため、現行条例と同じ内容を規定します。

※個人情報取扱事務登録簿とは、個人情報を取り扱う事務について、その名称等を記載したものです。

### (5) 不開示事由

開示請求があったときに不開示とする事由について、法では、情報公開条例との整合性を確保するため必要な場合は、条例上規定を置いて同様の取扱いにすることを許容しています。不整合となる可能性がある項目を検討したところ、いずれの項目も法の適用によって同様の取扱いが可能であると解されるため、新たな規定は設けない予定です。

### (6) 開示決定等の期限

開示決定等の期限について、これまでの運用を継続するため、現行条例と同じく15日以内に行うことを規定します。ただし、期間計算は法に合わせ、初日不算入とします。

### (7) 訂正請求・利用停止請求

訂正請求と利用停止請求について、対象となる個人情報の開示決定を受けているこ

とを要件としないというこれまでの運用を継続するため、必要な事項を規定します。

※訂正請求とは、自己に関する個人情報の内容が事実でないと思料する場合に、その訂正を請求するものです。

※利用停止請求とは、自己に関する個人情報が違法な取扱いをされていると思料する場合に、当該個人情報の利用の停止等を請求するものです。

#### (8) 是正の申出

是正の申出について、府民が、個人情報の取扱いの是正を求める機会を条例上明確にするため、必要な事項を規定します。

※是正の申出とは、自己に関する個人情報が違法な取扱いをされており不適正であると思料する場合に、その是正を申し出るものです。

#### (9) 審議会

審議会について、法改正により行政不服審査法に規定する機関と位置付けられるため、同法に規定する調査審議の手續が適用されますが、調査審議手續の非公開などこれまでの運用を継続するため、必要な事項を規定します。

※あわせて、これまで大阪府附属機関条例（昭和 27 年大阪府条例第 39 号）に位置付けられていた審議会について、新たに大阪府個人情報保護審議会条例を制定します。

#### (10) 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料について、これまでの運用を継続するため、手数料は無料とし、写しの費用を実費負担とすることを規定します。

#### (11) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

法改正で新たに規定された行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、政令で定める額を規定します。

※行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報のことです。

#### (12) 運用状況の公表

運用状況の公表について、これまでの運用を継続することとし、毎年 1 回、運用状況をとりまとめ、公表することを規定します。

### 4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日